

法律 相談室

子の扶養義務会う権利も

Q 離婚で非親権者 夫の役割は

小学生の2人の子どもの教育方針などについて夫と意見が合わず、いずれ離婚したいと考えています。離婚する際、父母のどちらかを親権者と決めなくてはならないと聞きました。私が親権者になると、夫は親ではなくなり、子どもを扶養する義務もなくなるのでしょうか。

「親権」とは未成年の子が一人前の大人になるまで、父母が適切に世話をして育てる権利や責任、義務のことをいいます。

「親権」と聞くと、「親の権利」のように思われがちですが、子がすすくと成長するために親が果たすべき義務ともいえます。このため、親権者は子の利益のために、親権を行使しなければならい

とされています。子の生活環境や教育をどうするかといったことを決め、子どもの財産を適切に管理し、保護する必要があると。

日本では、両親の婚姻中は父母が共同して親権を行使することになっており、「共同親権」と呼ばれます。しかし、離婚する際には、親権者を父母どちらかに定める必要があります。「単独親権」に変わります。

す。

仮に離婚に伴って親権者でなくなっても、子どもの父母であることには変わりなく、扶養する義務はあります。非親権者であっても、収入などに応じて養育費を支払わなくてはなりません。

また、親権がなくても、親は子どもに会う法的権利があり、子どもを見守ることもできます。父母双方が子どもにとって「最善の利益とは何か」を考えながら、面会や交流の形を模索していくことになります。

離婚の際に父母間で話し合っ

千葉県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、千葉県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会マスコミ
チャクター「ちーべん」

（回答＝国松里美弁護士）